

第10回 100条調査特別委員会

日 時	令和5年1月13日（金）				午前10時02分 開会
					午後 4時05分 閉会
	委員長	丹 尾 廣 樹	副委員長	帰 山 明 朗	
出席委員	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦				
欠席委員	—				
オブザーバ ー	議長 石 川 修 副議長 佐々木 一弥				
証 人	佐々木 勝 久				
弁 護 士	井 花 正 伸				
事務局職員	議会事務局長 九 島 隆 議会事務局次長 熊 野 正 章 議会事務局参事 高 橋 藤 憲 議会事務局次長補佐 貫 井 美 鈴 議会事務局次長補佐 宮 澤 泰 徳				

開会 午前10時02分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第10回100条調査特別委員会を開会いたします。

委員の皆さん、どうも、おはようございます。今日は市長の喚問ということもありまして、この特別委員会の最大の山場ではないかなと思います。皆様の慎重なる御意見、またそういった証言をいただくような形で、ぜひとも御協力のほどよろしく願いいたします。

では、始めさせていただきます。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いいたします。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） それではまず、証人喚問前の事前協議を行います。

100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

本日の午前の部につきましては、証人喚問がなく、証人に意見を求める必要がないので、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、本日の午前の部につきましては、報道機関による撮影および録音は、許可することといたします。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしく願いいたします。また、同規則に基づき傍聴人は、私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますのでよろしく願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、奥村充司氏から、不出頭申出書が提出されておりますので、これを読み上げます。

不出頭申出書。

令和5年1月12日。鯖江市議会議長、石川修殿。

住所、_____。氏名、奥村充司。

令和5年1月13日開催の100条調査特別委員会への出頭請求がありましたが、次の理由により出頭できないことを申し出ます。

理由。1月9日から15日まで病気療養のため。

以上です。

以上のおり、奥村充司氏からの不出頭申出については、やむを得ない急な病気であり、一般的に不出頭の際の正当な理由であるとされていることから、受理すべきと考えられますが、これにつきまして質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、奥村充司氏から提出された不出頭申出書について採決をいたします。

不出頭の理由が正当であるとし、これを受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって、奥村充司氏から提出された不出頭申出書につきましては、不出頭の理由が正当であるとし、これを受理することに決しました。

それでは、続きまして協議事項2、次回委員会での証人喚問について協議してまいります。

今ほどの本日出頭予定でありました奥村充司氏であります。出頭可能日時について事務局が確認しましたところ、令和5年1月23日月曜日午前中は可能であるとのことでしたので、出頭日時は令和5年1月23日月曜日午前9時30分から、出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室、証言を求める事項についても変更はなく、基本構想策定委員会などの委員長として入札までの事務局の一連の動きについてとしたいと思っておりますが、これにつきまして質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、奥村充司氏の証人喚問について採決いたします。

出頭を求める証人名は奥村充司氏、出頭日時は令和5年1月23日月曜日午前9時30分から、出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室、証言を求める事項については、基本構想策定委員会などの……。

休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時12分

○委員長(丹尾廣樹君) 再開します。

証言を求める事項について、先ほど、最初の段階で新ごみ焼却施設等整備・運営事業についてとしたいということで、証言を求める事項には変更はないんですけど、最初に言ったのがちょっと間違っておりまして、新ごみ焼却施設等整備・運営事業についてということで喚問させていただくということで、先方のほうには申し出ております。そのように変更していただきたいと思っております。

それでは、再度、証人喚問についての採決をさせていただきます。

奥村充司氏の証人喚問について採決をいたします。出頭を求める証人名は奥村充司氏、出頭日時は令和5年1月23日月曜日午前中9時30分から、出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室、証言を求める事項については、新ごみ焼却施設等整備・運営事業についてとし、議長に対して証人出頭要求することに賛成の方の挙手を求めたいと思います。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって、原案のとおり議長に対し証人出頭要求することに決しました。

以上で協議事項は終わりとなりますが、その他何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、午前の部を終結いたします。

それでは、休憩いたします。再開は午後1時30分とします。

休憩 午前10時16分

再開 午後1時30分

○委員長(丹尾廣樹君) ただいまから第10回100条調査特別委員会を再開いたします。

さて、午後につきましても報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いいたします。

(報道機関、傍聴人入室)

○委員長(丹尾廣樹君) それではまず、証人喚問前の事前協議を行います。

100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、午後の部も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可としておりますので、報道機関によるカメラ撮影についての可否を決議してまいりたいと考えておりますが、本日は、この後、証人喚問がございます。証人喚問につきましては、証人が証言をしやすい環境づくりをすることに心がける必要がございます。

事前に協議させていただきましたとおり、証人の意見を聞いた上で可とするか不可とするかを判断してまいります。

本日の証人であります佐々木勝久氏に対し、事前に確認いたしましたところ、報道機関によりカメラの撮影につきましては問題ありませんとの回答をいただいております。

それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影については可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。よって、報道機関によるカメラ撮影については可とすることに決しました。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしく願いいたします。また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますのでよろしく願いいたします。

それでは、ここで証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は、運営要領におきまして2時間程度とされておりますことから、各委員の関連尋問は10分程度を目安に行っていただきたいと思っております。ただし、私からの主尋問において予定以上の時間を要した場合は、各委員からの関連尋問の時間を調整させていただくこともありますので、御了承願います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時36分

○証人（佐々木勝久君）入室

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

佐々木勝久氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあつた者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が職務上知った事実であつて黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっており

ますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思ひます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人および報道関係者も含め、全員起立をお願いいたします。

(全 員 起 立)

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、証人は宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人(佐々木勝久君) 宣誓書。良心に従って事実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年1月13日。佐々木勝久。

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、証人は宣誓書に署名をお願いします。

○証人(佐々木勝久君) 宣誓書に署名

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなさるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただけます。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に対し十分に配慮されるよう御注意いただくとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、佐々木勝久氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項についての御発言をお願いすることといたします。

まず初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは佐々木勝久さんですか。

○証人(佐々木勝久君) はい、そうです。

○委員長(丹尾廣樹君) 次に、住所、職業、生年月日については事前に記入していただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○証人(佐々木勝久君) 間違いありません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。佐々木勝久氏は、事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、まず最初に……、今日の朝、100条調査特別委員会での証人喚問に際して、証人は市民に向けSNSで、真実と異なることが幾つもございますので、事実をしっかりとお伝えいたしますと発信されております。どうかよろしくお願いたします。

○証人（佐々木勝久君） よろしくお願いたします。

○委員長（丹尾廣樹君） では、質問させていただきます。

森川正富氏により公正取引委員会近畿中国四国事務所に令和4年2月に送付したとされる告発文（以下告発）の中に、新炉建設事業新ごみ焼却施設の件で昨年1月頃、玉邑市議会議員の呼びかけで佐々木市長と面談し、清水組と話合いの場を持ったとあり、また、先日の証人喚問で清水良三証人の証言によれば、市長選後の1か月もたたないうちに市長と会ってくれと玉邑議員から電話があり、一旦断ったが1週間もしないうちにまた言ってきた。それで市長と料理屋で会った。そのとき、料理屋において佐々木鯖江市長、玉邑議員、清水組会長、清水組社長の4人で会合を持ったと言っております。

このことは事実でしょうか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 今、最初のほうでおっしゃっていましたが公正取引委員会に出された文書の中に書いてある、入札に関係するようなことに対しての会合を持たれたというようなお話がありましたけれども、そのような会合を持った事実はありません。また、その後、今お話がございましたけれども、私、清水組会長、清水組社長、玉邑議員で会合があったかということですが、先ほど申し上げたように、この入札に関してのそういったものはありませんけれども、私、選挙が、皆さん御存じのとおりありまして、3人の大変厳しい選挙の中でありました。当選した当日に、ノーサイドということで、ぜひ皆さんに市政運営に御協力をいただきたいというような発信をさせていただく中で、たくさんの方々から面談や御挨拶をいただき、私も市会議員の当時から対話をすることの重要性は訴えてきましたし、ライフワークの中で様々な皆さんと対話をさせていただいてまいりましたので、とにかく今回、こういう厳しい選挙の中でしたので、いろんな方と対話をしなければいけないと。その中で、市政運営にぜひ御協力をいただきたいということでやってきました。

そういった中で、先ほど申し上げましたけれども、様々な方から面談のお申込みや御挨拶をいただく中で、清水組さんのほうからもそういうような意向があるということをお伝えされました。それは玉邑議員のほうからお伝えをいただきました。何度かそういった中で面談できないかというようなお話があったんですけれども、日程調整やいろんなことがありましたので、私のほうでは何度かお断りをしておりましてけれども、ぜひそういう御挨拶という中で面談をしたいということだったので、日程調整ができたとき

に、確認をちょっとさせていただいたことがあるんですけども、個別の事業とか御自身のお仕事の関係での面談というのはすることはできませんし、する必要がないので、そうでなく、そういった御挨拶程度のことであればお受けさせていただきますということで、ちょっと、いつというのは私は記憶にないので申し訳ございませんけれども、そういった機会があったというのは事実であります。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、今、料理屋さんで佐々木市長と玉邑議員と清水組会長と清水組の社長の4人で会合を持ったということは事実だということによろしいでしょうか。

○証人（佐々木勝久君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 話の内容は別として。

○証人（佐々木勝久君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 分かりました。

日時のご記憶はございますか。

○証人（佐々木勝久君） すみません、ちょっと覚えていません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、この中では清水良三証人の証言で、新ごみ焼却施設などの整備事業入札について、市長のほうから荏原1社の参加では競争性が乏しく、工事額が高くなるから高エネルギーで実績のあるメーカーと組んでぜひとも入札に参加してほしいと要請を受けたと、証人がその場でそうした要請を行ったということについては事実ですか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） そういった事実はありません。

○委員長（丹尾廣樹君） この前の玉邑議員の証言では、清水組にごみ焼却施設に挑戦してくれと。議員の立場は調整していくという立場だと。暗に清水組の証言を認めているような感じなんですけど、証人はこの部分はなかったと、また、証人からそういった申出はしなかったということによろしいのでしょうか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） はい、ございません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、告発文の中に既存のメーカーの荏原製作所よりも全国で流動床式に実績のある神鋼環境ソリューションに清水組が打診したとありますが、このことについて証人は関係しておりましたか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 全く知りません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、同じように告発文の中に、神鋼環境ソリューションの努力した営業内容の数々が荏原製作所に漏えいしたとありますけれども、そのことについて、証人が知っているようなことは何かございますか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 知っていることは何もありませんけれども、数々が漏えいした

というふうに言われている、その数々の、どこの何が漏えいしたのかというのを御指摘いただかないと、そういう抽象的なことに対してお答えはできませんけれども、漏えいとかは全くない——これは前から私は申し上げていますので、ないはずです。それでも何回かそういうことを聞かれるので、どこの部分がどういうふうに漏えいしているというふうに言われているのか、ぜひそれを確認していただきたいなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、またその告発文の中に、令和3年10月に施設組合から発表された要求水準書には、神鋼環境ソリューションからの提案が何ら反映されずとありますけれども、この意味合いというのは分かりますか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 分かりますと言われると分かりませんが、それも先ほど申し上げたように、何がどういうふうになっているのか、そういうふうに本当に言われているのなら、ここの部分がこういうふうにというように個別具体的にぜひ御指摘をいただきたいと思いますが、あり得ないです。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、神鋼環境ソリューション側の最初の表敬訪問、この名刺交換というのはいつどこであったのか覚えていますか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） まず、その表敬訪問とは、訪ねてきて面談をしたということだと思いますけれども、そういったようなことはありません。あと、名刺交換ですが、記憶が定かでないので、しっかりそれを言わなければいけないんだと思いますけれども、市長選挙が終わってから相当数の方と名刺交換ということは、本当に数百名の方とさせていただいているので、正直分からないというのが正直なところですが、お会いしたような記憶はありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 神鋼環境ソリューション側からの表敬訪問は覚えていない、なかったというようなことですが、そうしたら、当初はこの神鋼環境ソリューションというのは入札に、当初は参加希望があったというように言われていますけれども、この会社との連絡というのはどのように取られていたかというのは御存じでしょうか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） それは誰がどういうふうに連絡を取ったということを今言われているんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人本人か組合側かというような部分で、市長は組合管理者でもありますので、そういった意味で、この会社との連絡はどのように取っていたかというのを御存じであったらお願いします。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 私から連絡を取ることはありません。取っていたこともありません。ただ、今委員長おっしゃったように、事務局ですね、私どもの職員がということであると、その業務上のことでは取っているんだと思いますけれども、1回1回、個別具体的に私は把握はしていません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、荏原製作所側の最初の表敬訪問、名刺交換はいつどこであったかというのは覚えていますか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 先ほど申し上げたのと全く一緒になりますけれども、荏原さんの表敬訪問を受けたことはありませんし、その名刺交換というのも、先ほどと同じようになりますけれども、たくさんの方としていますので、記憶にはありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 荏原製作所側とその後、庁舎外で会合を持ったことはありますか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） ありません。

○委員長（丹尾廣樹君） ということは、荏原製作所側との連絡はどのように取っていたと思われませんか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 先ほどと同じ考え方でよろしければ、私からは取っていませんし、職員が業務上で取るようなことがあったかどうかについては、業務上であるとすれば職員は取っていると思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 落札者として認定された後、荏原製作所側から相応のお礼とか、または挨拶はどこであったか記憶されていますか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 相応のお礼というのはどういうことをおっしゃっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 落札していただきありがとうございますというような、挨拶ですね。

○証人（佐々木勝久君） 言葉ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） はい、言葉でいいと思います。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） そういう御挨拶とかもありません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、具体的な話になりますけれども、証人からフクシンの社長に荏原製作所側への地元建築JVの組織化を頼んでいませんか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） はい、頼んでいません。

○委員長（丹尾廣樹君） 令和3年10月25日に、田中建設とフクシンの両社長がオタ建設に出向いています。そして、荏原製作所側の下請を要請したという事案がございました。

3日後の同年10月28日には、オタ建設社長のほうからフクシンの社長に直接電話で断ったということです。

証人はこの件に関与していましたか。

佐々木証人。

- 証人（佐々木勝久君） 言っていることがよく分からないんですが、何も分かりません。関与も何もしていません。
- 委員長（丹尾廣樹君） この件については、副市長は以前、議長からの問合せに対して、入札参加の意思表示、11月26日届出というのがありましたけれども、それ以降に下請の話は別に問題ないと発言していますけれども、証人も同じ考えでしょうか。
佐々木証人。
- 証人（佐々木勝久君） その下請の話が、今言われた日にち以降なら問題がないということに対して……
- 委員長（丹尾廣樹君） 証人は同じような考えを持っていますかということを知りたい。
佐々木証人。
- 証人（佐々木勝久君） 下請に入るという話ということですか。
- 委員長（丹尾廣樹君） 下請に入るとか、下請の話をするということですね。下請要請とか。
佐々木証人。
- 証人（佐々木勝久君） 下請に入る、その要請というのは、ちょっとどういうことを今思われているのか分かりませんが、誰がその工事……、その下請の親会社というんですか、そういうものが確定しないと、そういうようなことは分からないと思いますので、そういうような状況になってからでないと、そういうようなイメージもできないのではないかなと思いますけれども。
- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、次の質問に行きます。告発文の中に、令和3年11月下旬に市長から清水組に電話があり、荏原製作所側の下請に入りオール鯖江でやろうと誘いがあったが、清水組は断ったとしております。また、先日の清水組会長の証言からも同様の証言がありましたけれども、これは事実でしょうか。
佐々木証人。
- 証人（佐々木勝久君） 私からその下請に入るような要請があったという趣旨のお話だと思います。公正取引委員会に出された文書にも多分書いてあった内容のことだと思いますけれども、そういったことを私から要請したことはありません。
少し説明を付け加えさせていただきたいのですが、市民の皆さんと意見交換をする場がありました。対話をさせていただく場がありまして、そのときに清水組の社長さんもいらっしゃってました。市民の方とその意見交換の会が終わって帰ろうとしたときに、社長のほうからちょっと話があるということで、立ち話をさせていただきました。そのときに社長のほうから、今回、この入札に参加をしようと思っていたんだけど、参加をしないことになったという趣旨のお話がありまして、その中で、参加しなくなったので違う入札に参加される場所の下請に入ってでも仕事をしたいというようなお話がありました。
それで、後日になりますけれども、別件で電話でお話をしているときに、その別件のお話が終わってからだと思うんですが、また同じような入札のお話になって、下

請に入りたいというお話がありました。その中で、ちょっと全て一言一句覚えていないので申し訳ないんですけども、その中で、そういう思いはあるんですけども、何か相談もしなければならぬので、そういった相談をする機会が近々あると——あしたとかあさってとかそういう近々あるので、そこで相談したら、また決まったら連絡をするというような趣旨のお話があったことを覚えております。

その日の翌日か翌々日か覚えていませんけれども、近いときに、清水組の社長さんからお電話がありまして、そのときに今おっしゃったような要請を受けた下請に入るということは断ると。市長から依頼されたとか要請をされたという表現だったと思うんですけども、断るというお話がありましたので、私はそのときにはっきり申し上げたのが、私がそのことについて要請をしたとかお願いしたとかそういうことではなく、社長さんのほうからそういうお話があったので私は伺ったと。だから、市長から要請があったとかそれは全く違うので、違うことを言われては困るという趣旨のお話をさせていただきました。

そこでそういうお話が終わって電話は切れたんですが、また少ししてすぐ清水組の社長さんからお電話がありまして、同じようなお話を一方的にされました。何でかなというふうに思いながら、それは一方的に言われたのを聞きながら、何か私も発言はしたかもしれないけれども、ほぼ、言われて、おかしいな、何でまた同じことを言うのかなという中で電話を切りました。

今回の中でも何度か録音テープがあるということを言われておりまして、委員の皆様は録音テープは多分聞かれていらっしゃるんだと思いますので、多分そのときのものが録音されているのではないかなというふうに私は思うのですけれども、委員の皆さんが聞かれていらっしゃるれば、どういうところかというのは御理解いただけるのではないかなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 次の質問に行きます。告発文の中で、施設組合議会の資料には不適切に何か所も改ざんされた形跡があるとしておりますが、その改ざんは事実でしょうか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） それも以前から申し上げていますが、そんな事実は全くありませんし、内部調査の中でもないというふうに言っていると思います。もしそれを言われるのなら、先ほども申し上げましたけれども、どこの部分、どういうところがどういうふうに、改ざんという表現をされていますけれども、あるのかというのをしっかり表現していただかないとお答えようがないというのが事実ですけれども、全くそういうことはないはずです。

○委員長（丹尾廣樹君） 落札者決定基準書というのがありますね。この案が9月21日の第3回新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会の最終段階で修正されております。大項目のその他を社会貢献・地域貢献へ名称を変更し、地元貢献に対する評価を明確にしています。地元貢献に対する配分点を増加しております。ならびに地元貢献金額の定

量化評価のため、審査項目第16番、地元貢献金額のみ改札後に行うとされました。

これは誰の発議で修正されたものか御存じでしょうか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） まず地元を重視するような項目に変わっているということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

○証人（佐々木勝久君） この項目が変わっているということではなく、もともところういった焼却施設関係の入札にはそういうものがあるというふうに認識しておりますし、私どもも今回のこの作業に着手をしたときに、よりよいものをより安く造りたいという中で、いろんな方が入札に参加していただけるような、門戸を狭めるのではなく門戸を広げるような仕様書にしていくと。そしてなおかつ地元貢献、地元の企業さんをたくさん使っていただいて地元貢献していただくような仕様書を作りたいということでやってまいりましたので、そういった趣旨の中で様々な議論がなされてきたというふうに認識しておりますので、その議論の中でいろんな意見が出たり、いろんな情報をみんな取ってきたりしてその方向に向かって進んできておりますので、誰がということではなく、その議論の中でいろんな意見をみんなが出し合う中で、様々なものが変化をしていっているというふうに認識をしております。

最終決定は組合の中とか我々の中で決定するものではなく、最終的には選定委員会のほうにお諮りをしたりして最終決定をいただいているというプロセスになりますので、そこは申し伝えさせていただきます。

○委員長（丹尾廣樹君） 9月21日が選定委員会、新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会という名称ですけれども、この中の最終日というんですか、第3回が最後であったわけですね。この中で、点数をちょっと変更したり、そういったことで地元貢献というのをクローズアップしていったということがあったと思います。これは組合の内部で議論があって、組合でこういう文書化したものを委員会にお出しして、委員会のほうで判定してもらったと、こういうような手順だったのでしょうか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） もちろん組合の中で様々な議論があったと思いますし、議論しておりましたし、その選定委員会にどういう形で出したのかという細かなところまで私は把握していませんけれども、もちろん分かるような資料をもって委員会のほうでは議論していただいていると思いますので、その資料の中にそういうことを記載して審議をお願いしているはずですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 次に行きますけれども、入札説明書、これもまだ案ですけども、これが9月22日から10月4日の間の最終段階で修正されております。具体的には入札参加者の構成の中で、地元企業で建築JVを組成するとありまして、地元企業の位置づけを本社、本店以外に営業所であるということで、鯖江市の最新の競争入札参加資格者名簿に登録されているものですが、これを営業所でもオーケーとしたのは誰の指示

によるものですか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 今の表現だと本店、本社、営業所ということですがけれども、その営業所というのは、そちらの書類のほうには書いてあると思うんですがけれども、建設業法にのっとった主たる営業所という表現だと思いますので、あくまでもその事業をしている営業所、一般的にいうと本店とか本社を指すことが多いのかもしれませんがけれども、そういったしっかり事業をしている主たる営業所、そういったものを指すということでもありますので、それも特に誰がということではなくて、いろんな議論をしている中で、多分それは一般的にそういうことだと思うんですがけれども、こういった表現のほうがかっちり分かりやすいということに変えたんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） これにつきましては、令和3年8月10日に、オープンというんですか、いろんな方に見えるように実施方針の公表というところを出ているわけです。鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業についての実施方針の公表についてということで、これはどの業者も見られる、また私たちも見られるということで、インターネットでオープンに見せています。この内容からのときに、これは書き漏らしだったのかどうか知りませんが、今の表現ではどうも書き漏らしを足したみたいなことをおっしゃっていますけれども、この段階ではなかったんですね。この部分の営業所というのは書かれていなかったんです。それを9月22日から10月4日の間に修正されたということです。

これにつきましては、実は9月21日にもうこの選定委員会の部分というのは終わっていますので、これは実はこの後、委員会後の入札公告資料の修正については委員長の一任をもって承認することを決定するというような一文があります。ということは、これはもう組合の内部で変更したと我々に見えるわけですがけれども、この変更できる立場にあるのは管理者か副管理者ではないのかなと、このように感じられますけれども、変更したのは佐々木証人ですか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） その変更については、ぎりぎりまでいろいろチェックをしてやってきました。そういった中で、まだ変更がある、てにをはの部分も含めてですね、ある可能性があるということで、多分委員長一任ということで、委員長に全て確認しながら変更をかけていく、委員長の許可がなければ変更がかけられないということで、そういった決め事をしたはずですが、ですから、組合内部で決めたということではなく、全て委員長のほうに確認をさせていただいて、委員長の許可をいただいて変更をしているはずですが。

○委員長（丹尾廣樹君） これらの公告内容の修正によって、経審レベル1,200点以上と言われる建設会社が入ったわけですがけれども、いつの時点で荏原製作所側に参入することになったのか御存じですか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） その1,200点以上の会社というのはどこの会社のことを言われていらっしゃるんですか。私も資料がないのではっきり分かりませんが、1,200点以上の私どもの地元の会社ってなかなかないんじゃないかなと。

○委員長（丹尾廣樹君） 建築JVというのは、仕様書にも書かれていますけれども、1,000点以上のところがリーダーとしてやってもらうという形になろうかなと思います。この部分につきましては、具体的にこの建設会社の名前を、証人が言ってくださいということであれば述べますけれども、その建設会社によっていつの時点で荏原製作所側に参入することになったのか御存じですかというような聞き方で聞いておるんですけれども。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 私は分かりませんし、私どもの仕様書の中で、1,200点以上という表現があるのは、プラントメーカーさんの募集の要項の中にあるのではないかなと思うんですけれども、そこに該当するような企業さんというのは地元にはいないという認識しております。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、次の質問に入ります。他市町組合議会への多数派工作という部分についてもちょっとあります。これは証人が、例えば組合の管理者という立場があると思いますので、この質問も入れさせていただいております。組合職員の業務上の行動については、全て証人の監督下または責任下の行動であるというふうに私は認識していますし、証人もそうだろうと思って、証言を求めたいと思います。

他市町の組合議員への組合議会の事前説明ってのはありました。これは池田町ですけれども。組合管理者としての証人が、この事前説明を指示したのかということをお聞きしたいと思います。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 指示してはいません。今、委員長おっしゃっていただいたように、職員の言動、仕事の内容まで全責任はもちろん私にありますので、今回、今言われている多数派工作というような表現になっていますけれども、私どもの認識といいますか、今回のこの新ごみ焼却施設の一連の中で、議会のほうからも入札時期を一旦ストップして調査をかけたことがありまして、その再開をお認めいただく中で、議会のほうからもその組織の強化とか、そういった御指摘がある中で、しっかりとその業務について説明もしなさいというような御指摘もいただいております。その御指摘をいただく前から私は職員に申し込んでいたんですけれども、やはり事あるごとに丁寧な細かな説明というのが必要でありますので、そういった機会は積極的に捉えて説明をしっかりとしてほしいということで、常々お願いをしておりました。そういった中で、職員が、そういうことで今までの経過の説明に伺ったのだというふうに認識をしております。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、直接証人が指示したのではないということですね、行ってこいというようなことにつきましては。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） はい、そのとおりです。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人は組合事務局職員が池田町や福井市の組合議員宅に事前説明に行くに際し、組合議員でない議員らと同行することを知っていたんでしょうか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） いや、知りません。

○委員長（丹尾廣樹君） そうすると、このとき、後の議会とかそういった部分の質問でもいろいろ入ってきたとは思いますが。3人、組合議員でない議員が同行したと。そして職員も一緒に行ったという事案でございますけれども、玉邑議員と福原議員、これは鯖江市議会議員ですけれども、そのほかに越前町の佐々木一郎議員——副議長ということで、この3人がついていったわけです。いろんなその後の一般質問なんかでは、多数派工作ではないかということで質問がいろいろ出た件でございます。

そうしたら、この同行したという、組合議員でない議員が、職員が池田町とか福井市の組合議員宅に事前説明に行ったときに、組合議員でない議員3人が同行したということとは知らなかったということでしょうか。行った後には知ったと思えますけれども、行く前というのは知らなかったということでしょうか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 私は存じ上げていません。

○委員長（丹尾廣樹君） 副市長は知っていたと証言しておるわけですがけれども、管理者としては後で聞いたということになると思えます、そうするとね。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） そのお話が出たのは、組合の議員さんの会議の中で、たしか出て、そういったことがあったんじゃないか、2日前に議員が同行のという話が多分あったと思うんですけど、その議会の報告でしょうか、その中では聞きました。

○委員長（丹尾廣樹君） 日にちとしては今年の8月15日です。盆の日です。そういうことがあったわけです。8月25日に議案を最終的に通すということで、10日前ということですので、非常にいろんな行動についていろんな臆測が飛んだんではないかなとは思っております。

そうしたら、これは今はもう既に知っているということでしょうから、この組合事務局職員と組合議員でない議員たちが事前説明に行くということについて、どのように感じておりますか。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 事前説明って、議会のときもそういう表現があって、議案に対して事前説明みたいなお話があったかと思うんですけども、私の聞いているのはそうではなくて、議案とかそういうものではなく、今までの経過について御説明を申し上げたと。そのときに録音されたテープがあるということで、お聞きになった議員さんも多いようですけれども、そういった内容だったというふうにお伺いしていますけれども。

そういった中で、私も先ほども申し上げましたけれども、うちの職員には、今回の件

に限らず、様々なことを丁寧に事細かくできるだけ説明をするようにということを申し上げてきましたので、そういった中では今回しっかり説明をしてきてくれたんだらうなという認識でおります。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、最後ですけれども、そうすると玉邑議員ら同行議員に、令和4年8月25日の組合議会での建設工事請負契約に係る本契約の議決を目的にした多数派工作ではなかったと、そうではなくて、今までの経過、いろんな部分での経過を説明しに行ったという認識であるということですね。

佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） はい、そういう認識でおります。

○委員長（丹尾廣樹君） 以上で私からの主尋問は終わりたいと思います。

休憩いたします。再開は2時40分からいたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

次に、関連尋問を各委員からお願いしたいと思います。

順番は、帰山副委員長、江端委員、林下委員、木村委員、奥村委員、菅原委員の順で行いたいと思います。では、お願いします。

帰山副委員長。

○8番（帰山明朗君） それでは、証人にお尋ねをしたいと思います。

今回、調査項目になっている疑義の新ごみ焼却施設等整備・運営事業についてでありますけれども、今回の佐々木証人については組合の管理者というお立場でもありますけれども、令和4年2月第88回の広域衛生施設組合議会の場でこの疑義について提案理由の中で述べられていますので、それを引用しながら、内部調査のことについてちょっとお伺いをしたいと思います。

今回の疑義に関しては、今現在この100条調査の中で調査を行っているわけでありまして、こうした疑義の指摘に関して、組合の内部調査が行われております。それについては、証人の組合議会での発言を引用させていただきますと、新ごみ焼却施設等整備・運営事業については、昨年と書いていますがこれは令和3年10月12日の組合の臨時会において、債務負担額について承認をしたと。そしてその後、令和3年10月18日に入札公告を行ったと。そしてその後、整備・運営事業者の募集、選定事務を進めていたところ、事業の透明性に疑義があるとの御指摘を受けたと。そこで、具体的な手続が始まった矢先であり、後々の手続に支障を来すことのないよう、令和3年12月2日に事務執行を一旦中断した上で調査すべきと組合として判断したと。その後、鯖江市ならびに越前町の協力を得て調査委員会を立ち上げて事実確認をしたと述べられているわけでありまして、この結果については、組合議会については1月7日に報告を受けているわけでありまして、100条調査の場でありまして、今回の疑義に関して組合で行った内部調査の結果について質問したいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 組合のほうで鯖江市、越前町の方をお願いをして内部調査をしていただきました。一月半ほどだったと思いますけれども、スケジュールを一旦中断させていただいて、その中で調査をしていただきました。その結果につきましては、基本的に、言われていたような疑義というようなものはなかったという御報告をいただきましたけれども、その業務の進め方などで議員の皆さんが誤解をするような進め方があったと。もっと丁寧に説明したり進めるべきという御指摘がありまして、そういう業務の見直しといたしますか、そういったことに対して御指摘をいただき、その後はそれを議員の皆さんに御報告をしながら、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、議会のほうからも人材の強化であるとか、しっかりと説明をするようにというような幾つか御指摘をいただいて、それをしっかりやっていくという中で、再スタートといたしますか、御承認はいただいたという認識でおります。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） この内部調査のことについてもう一点お伺いしたいと思いますけれども、前回、証人に森川氏に来ていただいておりますけれども、森川氏が令和4年2月に公正取引委員会に送付されたとされている文書の中に記載されていることに関してであります。その文書の中では、今質問しました内部委員会のメンバー構成につきまして、中立ではなかったという指摘を受けているわけでありましてけれども、組合の管理者の立場から、その中立ではなかったという指摘についてどう考えているか質問します。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） まず、組合の職員が調査委員になったわけではなく、鯖江市と越前町の職員さんになっていただいたということで、あくまでもまず内部調査でありますので、内部の中でしっかり調査をするという意味の中では、しっかりできたというふうに感じております。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 先ほどの森川証人から公正取引委員会に提出されたという文書について、我々調査委員会のほうでも資料として持っておりますので、その内容についてというか、公正取引委員会の調査が行われているかどうかについての質問でありますけれども、佐々木証人に対して公正取引委員会から、これまでに何か調査は行われていますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 以前、私が組合議員さんの前でこういったお話をさせていただいたときも、たしかそういう御指摘があったかと思えます。もしそういうことがあればしっかり真摯に対応させていただくというお話もさせていただいたと思っておりますけれども、今日まで特に何も御連絡等はございません。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今度は新炉の建設事業費についてお伺いをしたいと思います。

令和3年2月、この中での組合議会の中で管理者としての証人の説明の中からは、焼却炉の建設費が基本構想で想定した金額を大幅に上回る最大182億円の試算となったとしています。これについては、組合が基本構想で提示した諸条件を前提に、アンケートに応募のあったプラントメーカー2社がおのおの精査し、資料を基に提出したものと計画案の段階ではその時期に説明をされていたわけであります。その後、同じ年ですね、令和3年3月の基本計画が策定されたときには132億7,000万円ということで、前回の182億円よりは大幅に下がった金額で示されたわけでありました。実際にそれで入札が行われて、最終的な建設費のほうの落札の金額は150億9,200万円であったということであります。

今申し上げたとおり、この計画段階での建設事業費が大幅に上がったたり下がったりしたことについては、先ほど前述した公正取引委員会に出された文書の中でも少し触れられているということもありますのでお伺いをさせていただきたいんですけども、管理者としての証人の立場から、基本構想から基本計画、そして入札から実際に落札金額が決定するまでに、これまで組合議会などに示された建設費の事業費に少し大きな変動があった要因であったり原因について、証人の立場からはどのように考えていますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 今、価格が上下変動しているのは事実であります。私も市長に就任させていただいてすぐ、10月に就任させていただいて翌年の議会、1月か2月だったと思うんですけども、そのときにそういった事業者の方からアンケートによって、概算になるということですけども、180億円を上回るような数字が示されたということで、私も正直に申し上げますと少しびっくりしたという状況です。ただ、どうやってそういう数字が出てきたのかということ職員の方にも伺いました。それは私どもが新炉で考えている仕様といたしますか、そういうものをお示しする中で、事業者の皆さんがそこを最大限見て、多分それを作られてきたんだろうという中でした。

ですから、まず事業者さんにお示しをした内容の見直しを行えるんじゃないかということで、とにかくもっとコストを下げるということで、早速すぐに取りかかりました。それは以前にもお話をさせていただいたかと思うんですけども、議会へ数字をお示しさせていただく前に、もちろん私のところには説明がありますので、その説明を受けたときから、そういった考えを持って、もう一回見積計算といたしますか、検討をし直すよというということで、様々なところを考えながらやっていただいたと思います。私も職員には相当無理を言っているいろいろ考えるように言いましたし、例えば、いろいろあったのであまり覚えていませんけれども、例えばそのときにあったのが、今のうちのクリーンセンターに、市民の方、皆さんが来ていただくときに渋滞してしまうような事例があるかと思うんです。ぜひそれは次のときには解消したいというのがみんなの思いでありまして、それを解消する一つの方策として、構内の道路幅を、メーター数をはっきり覚えていなくて申し訳ないんですけど、例えば6メーターとか、8メーターとか、そこまで広くなくていいんじゃないかと思われるようなものだったんですけども、それは多分最

大限で計算をしているということなので、渋滞を緩和するのは中の道路を広くしただけでは改善できないはずなので、そこはちょっと考え方を換えようということで、道路幅を狭くしてコストを下げるとか、そういったようなことを一つ一つ徹底的に見直しをするようにということで指示をさせていただいて、最終的に130億円ほどの金額になっていったというところですよ。

あとは、入札をしていただいた金額に対しては、私はあまりそこでコメントはできませんので、ただ、最大限私どもが公告させていただいたものの中で一番いいものを提案させていただいたのではないかなというふうに感じております。

○8番（帰山明朗君） 私の質問は以上で終わります。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 本日はありがとうございます。

私のほうからも一、二点、聞かせていただきます。

まず、これは佐々木証人をもって罪に問うような場ではないと考えております。100条委員会としましては、事務に落ち度があったのであれば、二度とこういったことが起きないように、そこを明らかにして検証した上で、起きないこと、防止していくための委員会であると私は考えております。その上で、ちょっときつい言葉を使いますけれども、お許しを願ひまして、聞かせていただきます。

地方自治法およびそのほかの法令に定める地方公共団体の長の職務として、今回の新ごみ焼却施設建設また運営等に関しまして、何らかの違反するような行為を御自身は行ったと思われておりますか。それとも行っていないと思われておりますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 一切行っていないと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） その上で、次の質問に入らせていただきますが、今回の新ごみ焼却施設建設に係る事務に関しまして、長として適正に執行されるように様々な努力を行うべきではないかと私は考えております。そうしますと、やはりこの新炉建設の入札において、1社ではなくて2社以上の適正な競争が働くような形で入札を行っていくのがよいのではないかと私は考えますけれども、管理者としまして、こういった努力を含めて2社にするために、もう少し入札ですとかまたは仕様書も含めて、参加しやすい条件等をもう少し時間をかけて検討していくべきではなかったかというふうに私は考えますけれども、その点に関してはどうのように考えられますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 我々は当初から、今回のこの事業を進めるに当たって、先ほども少し申し上げさせていただきましたけれども、よりよいものをより安く造りたいといった中で、どなたにでも参加していただきたい、いろんな方が参加できるような仕様書を作っていく中で、ぜひ地元の貢献もしていただけるような事業としてやっていきたいというのが大前提にありました。

そういった中で、今回、要求水準書であるとか各種仕様を作っていくに当たっては、今、議員さんが言っていたように、どなたかしか入れないわけではなく、いろんな方が、関心を持っていただいた方が入れるように、そして、例えば各社さん、強みは違ってくると思いますので、そういったものを御提案いただく、私どもがこれを作ってくださいって決まっているわけではないので、ぜひそういう強みを提案していただいて、そこで競争をしていただくというような仕様を作るということがまず競争に入っていく大前提ですので、そこをととても注視、注力して今回進めてきて、そういったものができたというふうな自負はしておりますし、選定委員会の評価の中でも、そういういいものができたねというお言葉があったというふうにお伺いしております。

その結果として、今回、残念ながら1社の入札でありましたけれども、このような工事を見ていると、全国で幾つものこういったものがありますから、過去のものを見たりしていく中では、かなり多く1社でやられているという実績がありました。それはこういった特殊な工事であるので、いろんな要因の中で1社しか参加しないということであろうと思いますので、そういった中でも対抗できるように、先ほど申し上げた私どもが提案するものが、いろんな方にとにかく参加していただけるような、ハードルが高くない、低いハードルの中で私どもが望むようなものを御提案していただけるような仕様書を、職員もそうですけれども、選定委員会の皆さんも、そしてコンサルの方も入っていたので、いろんな方がそういった目標に向かって作り上げていただいて、今回出来上がってきているというふうに認識をしております。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 最後となりますけれども、今回、この100条委員会のような形で調査項目として疑義を持たれてしまいましたけれども、今後こういったことが起きないようにするためには、どういった点を改善していくべきかというふうに佐々木証人はお考えでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 今回の途中で議会または議員さんのほうからの御指摘もあったかと思いますが、丁寧の説明をしてほしいということと、その説明をする過程の中で、何か議員さんに誤解を与えてしまったというようなことがあったということでしたので、私も議員だった経験がありますので、私は、鯖江市と鯖江市議会のいいところといいますか、そういった中では話し合いですね、説明というのがしっかり行われているという、私は認識でおりましたので、今回こういった形になってしまって大変申し訳ないなと思いますし、市民の方にも申し訳ない、関係の皆さんには本当に申し訳ないと思います。

ですから、この改善の方法といたしましては、しっかりと説明をさせていただく、疑問点等々あればできるだけ説明をさせていただくと。ただ、こういった事業の中でもありますし、他の業務でも一緒だと思いますけれども、議会に対して説明を、その段階段階でできることとできないことがありますので、そういった中は議会のほうにも御協力

をいただいて、御認識をいただく中で、最大限しっかりと議員の皆さんにも市民の皆さんにも説明責任というのはしっかり果たせるように、そこをしっかりと考えながら日々の仕事に取り組んでいきたいと思っております。

○2番（江端一高君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 本日は御苦労さまでございます。

私は本当に小さい話で申し訳ないですけども、一番最初、委員長からの質問の中で、新炉建設事業、新ごみ焼却施設の件で、清水組の会長、社長、それと玉邑議員と、そういうものの話の中で会うことはなかったと明確に否定されました。もう一度再確認ですけど、その後、日程調整をなされましてまた4人でお会いしたということはあったということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） はい、ございました。

○1番（林下豊彦君） そうしますと、その再調整の4人で会うというときに、どなたからの声かけということになっているのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） それは玉邑議員のほうから。

○1番（林下豊彦君） そうしますと、そのときにお会いする目的といたしますか、先ほどのそういう目的ではないというのであれば、どういう目的だと認識してお会いしたわけですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 先ほどもお伝えさせていただきましたけれども、御挨拶といたしますか、一般的なそういうことだということと、私はそのときにも事業のことであるとかお仕事のことであるとか、そういったことでお会いにはできませんし、する必要もありませんので、そういったことではないですねという確認をしていただいて、お会いさせていただきました。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 会うに当たりまして何か条件をつけるとか、そういうことはございませんでしたか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 条件と言われると、今私が言ったことが条件というふうに取り上げられてしまうとあれですけど、それは条件でも何でもなく、一般的なことだと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

もう一度確認ですけど、そのお会いした中で、最終的に最後まで一緒に御挨拶ということで、何もなかったということによろしいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） この事業のこととか、そういったことに対しての会合でも何でもありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） じゃ、木村から。

委員長もお尋ねになられておりますけれども、その中で証言なされたことを再度ちょっと詰めさせていただきたいと思えます。

今ほど林下委員もお尋ねになりましたけれども、私どもこれまでの100条委員会の中では、玉邑議員、それから清水会長のお二人のお話を聞いておりますと、市長と会ったということはしっかりとお二人もおっしゃっていますし、どちらかが場を設定した、どの場所でもやったということもお聞きしております。日時的なことも先ほどの証人のお話からいきますと、普通の御挨拶だったらお受けするけれども、特別なことでは表敬は受けられないというような断りをしてきたと。だから、個別の事業とかではないのなら会うということで面談をしたというふうにおっしゃっておられましたね、先ほどの委員長の尋問に対しては。そういうふう理解しましたけど、それでよろしいでしょうか。

私どもはこれまで玉邑議員、それから清水会長は、令和2年10月に市長になられていと思うんですけれども、1か月もたたない間に、清水組の会長は、玉邑議員のほうから市長と会ってくれと言われて、最初の1回目は断った。だけど、二遍もかかってきたので御無礼だろうということでお会いしたと。お会いした内容が、先ほど、市政運営に協力を依頼したと、そういうお言葉で今表現もしておられましたので、その市政運営というくくりで表現されましたけど、それが新ごみ焼却炉のことを指している市政運営でしょうか。というのは、玉邑証言も、それから清水会長の証言にも新ごみ焼却炉のことと、そして清水会長の証言によりますと、神鋼と組んでやってくれんかというところまで証言をされております。ここらあたりの大きな隔たりがあることはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 今、議員さんが言われたことの中で、私が入札に参加するように要請をしたということはありません。先ほどから申し上げておりますけれども、そういったこともありませんし、そういった会合が持たれたということもありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 今、私の発言で誤解が。入札にという言葉は私は使っておりません。清水会長は、市長から神鋼と組んでやってくれんかと。入札という表現はしておりません。神鋼と組んでやってくれんかというふう依頼を受けたというふう言っておられる。玉邑議員は、ごみ焼却炉のことで頑張ってくれんかというふう清水会長に言われたみたいで。玉邑議員は、私たちの100条委員会の中では、その調整役を担ったというふう発言されております。それを清水会長は、場所も日にちもおっしゃられました

たけど、玉邑議員に関しては場所も時間的な日にちも日時も記憶にないということで、私どものところでは清水会長の証言を基にしておりますと、それがいつであって、どの場所であるかということだけは、その証言に基づきましてお尋ねしていることです。そこではっきり入札という言葉ではございません。入札などというのは、もともと入札公告が令和3年10月18日ですか、そこから入札参加公告が出ているわけですから、そんな令和2年11月の段階で入札という言葉自体はおかしな発言だろうと思いますし、そこにはどういうふうな、それこそ疑義だろうと思うんですけども、どういう説明を私どもにさせていただけますでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 私の言葉がまずかったのなら大変申し訳ないですけども、今言われた神鋼と組んでということですか、そういうようなことを私のほうから依頼をしたり、発言をしたことはございませんので、そこはしっかり明確に否定をさせていただきます。

あと、玉邑議員がお話をしたこととか、そういったことは私は全然分かりませんし、清水組の会長さんがお話をどういうふうにされたかというのも私は存じ上げませんので、私のほうからはそういったようなことの発言は一切ありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） じゃ、次に、同じような内容でありますけれども、令和3年11月28日、そののところにしましては、先ほども、令和3年4月11日に組合議員の議員に市長の説明をさせてくれという時間が設けられて、そこで説明があったような内容と同じようなことを先ほど説明いただきました。委員長が尋ねていること以上のことをたくさんお話しいただきましたから、証言いただきましたから、私、聞いている委員も、それこそ訳が分からん、混乱してしまったわと思っておりますけれども。それこそ清水会長の100条委員会での証言によりますと、11月28日の夜に、市長から荏原と組んでやってくれないかという電話が入ったと。そして、私、自分一存では答えられないからあした電話をすると。29日の、それもはっきり時間までおっしゃっていました。11時50分に市長に断るといって電話を入れたんだと。そのときの録音もあるというふうにこの100条委員会ではおっしゃっておられます。そのことについての説明はどのように。

先ほど長々とおっしゃられたのは、市民の何かの団体で立ち話をしてとか、いろいろキャプションがあったので、どれが本当の話だというふうに分からなくなりました。それは4月11日のときにもお聞きしている内容です。私は今、この100条委員会で清水会長がおっしゃられたことに対して、市長のおっしゃられた説明と少し違いがあるんじゃないのかなということでお尋ねをいたします。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） まず、清水会長へ私が電話をしたというような、今、お話だと思うんですけども、それはないです。

○14番（木村愛子君） ごめんなさい、会長の証言です。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 会長の証言では、清水組のほうの社長でしょうか、お電話が市長からあって、それで清水組として翌日お返事をしたということでもあります。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 先ほども申しあげましたように、そういうお話があって、今、議員さんが言うには翌日ということですが、ちょっと私の記憶の中ではそこが定かじゃないですけれども、その翌日に電話でお断りをしたというふうに会長が言っているというのは、お断りの電話がありました、先ほどもそれは申しあげたけれども、だけど、私がはっきり申しあげたのは、私から下請に入ってくれとか、入る要請をしたということではありませんので、お断りをするとか、そのときにもたしか社長さんのお言葉の中で、市長のほうから依頼があった下請に入ることに対してはお断りするというような発言があったので、私はそのときにはっきりとお答えしましたけれども、私のほうからはそんな依頼は一切していませんよ、そちらのほうからそういう話があったので私は聞いていただけなので、それに対して断ると言われても、私は別に依頼していません。それで1回お電話は終わりました。

その後にもう一度電話がかかってきたんです。同じような内容を一方的にお話をされたので、何で同じようなお話をされるのかなと私は感じました。ですけど、お話をされてそれで電話が切れました。今、録音テープがあるというのは、多分そのどちらかのことを言われているんじゃないかなというふうに私は思っておりますけれども、私から下請に入るような要請というのはしておりませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） じゃ、市長のほうから神鋼と組んでやってくれとか、次、荏原の下請に入らないかということは、御自分からおっしゃったことではないというふうに否定されるということで理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） はい、それで結構です。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） もう一つ、最後です。

先ほど、何回も職員にしっかりした議会のほうの対応はして説明をするようにという指示を出していると。そういう流れの中で、池田町の議員のところにも組合議会の事務局が、御自分の意向を受けて説明に行ったんだろうと思うということでありましたけれども、その行った内容等は、後から副市長から聞いたというふうなことをおっしゃられていましたが…、ですよ。いいんですけれども、とにかく職員の動きというのは、全て、先ほど御自分もおっしゃっておられましたけど、首長、管理者の責任だろうと思うんです。職員が議員と同行して、同じ案件で同じ内容で同じ一つの目的地に向かうということは、職員としてはあるまじき行為だと思いますし、議員も議員で、そこでうその

発言をしてきたり、それを誘発するような内容の、それこそ録音テープがありますから、多数派工作を誘発するような発言を行ってきているわけですが、それらも私は首長としての責任は大きいと思うわけなんです。自分は知らなかったというふうに先ほどおっしゃいまして、日にち的なことを……

○委員長（丹尾廣樹君） 木村議員、論点をはっきりさせて質問してください。

○14番（木村愛子君） はい。じゃ、先ほど市長もおっしゃられていましたので、結論から申し上げますと、それら全て職員にしっかり説明するよという指示を出していたよということでの行動だということになると、多数派工作も市長の責任じゃないのかということをお尋ねします。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 今の副市長のほうから報告を受けたかということ、すみません、それもはっきり覚えていませんけれども、多分そうだと思います。今言われた多数派工作というような認識は全くありませんので、そういったことでもない、録音テープを聞いていただくとそうではないというふうに思われるというふうに、私も聞いておりますので。うちの職員に対して細かくしっかりと理解できるようにいろんなことを説明しなさい、丁寧に説明をしなさいということは私のほうで申し上げておりました。そのことに対して、今回、それを頭に入れて行動したということであれば、私はそれは間違った行動ではないと思っております、その場で今言われた多数派工作とか、そういうことはうちの職員はしていませんので、これまでの経過について御説明を申し上げたということで理解をしております。もちろん職員の言動ですから、全て私に責任はあります。

○14番（木村愛子君） 以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） まず最初に、4日に定例記者会見をされていましてね。そのときに、証人、市長は、説明を尽くしたが臆測の下で委員会が設置されたのは残念。また、指摘が抽象的なままでは答えようがない——先ほども言っていましたね。などと発言をしております。臆測とはどういったことを指すのか、どの部分に対して指摘が抽象的なのかおっしゃっていただけますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 私も昨年3月ですか、4月ですか、委員会の中で議員の皆さんに御説明をさせていただいたと思います。その中で、これはそうではないですとか、これはこういうことですよというふうに私は説明させていただいたと思いますので、それが私は全てで、それが真実であります。そうでないことを聞かれたり、御指摘いただいているので、それは臆測の中でそういうふうに思われているというふうに、私の立場からすると思わざるを得ないので、そういった表現をさせていただきました。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、市長は昨年3月って言いましたよね。4月11日ですよ。

○証人（佐々木勝久君） すみません、3月か4月という。

○10番（奥村義則君） 4月11日です。覚えておいてください。

○証人（佐々木勝久君） はい。

○10番（奥村義則君） では、私の感じたことを言いますけれども、説明を尽くしてきたと発言しているが、証人は公取に提出された告訴内容は、作為的な文章で事実と反し—今おっしゃったようにね、全部違いますよと言っていますね。しかるべき措置を検討するとも発言しております。説明を尽くすというのは、あなたの発言の後、どういった行動をしたのかということ、発言の後の行動がなければ、説明を尽くしたことにはならないと思うんです。つまり、名誉毀損で訴えて初めて説明を尽くすことになるということではないですか。どう思いますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 名誉毀損で訴えるというのも一つの手法だと思います。ですから、それをすることが説明を尽くすというわけではないというふうに思いますし、実際そういったことも、私も検討したのは事実です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 要するに、公取に出された内容が市長の名誉を著しく傷つけられている、そういうことなんですよ。それでもしないんですか。すごいことですよ、これ。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 議員さんがおっしゃっていただいたとおりのことであります。ですけれども、私も全てのことを理解しているわけではないので、そういう法律的な分野の方とか専門家の方にいろんな御相談をさせていただきました。そういった中で、幾つか御指摘をしていただくことがございました。御指導もいただきました。その中で、首長、市長というものは住民の皆さんの様々な意見をまず聞くと。いろんな意見がある……

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 質問している内容だけ簡潔に教えてください。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） そういった中で、私は……、すみません、あまり簡潔に……。

（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） だから最初に言いましたとおり、議員さんおっしゃるとおり、私も名誉といいますか、著しく傷つけられたというふうに感じておりますので、議員さんがおっしゃっていただいたとおりです。ですけれども、名誉毀損で訴えるという手法だけでなく、説明することはできますので、それを検討したんですね。その中で、そういった専門分野の方から、市長とあるべきものはいろんな意見をまず聞く。その意見というのはいろんな意見があるので、その一つ一つ、もしそういう名誉を傷つけられるようなことがあったとしても、それも聞くのも市長という立場の人間、そしてそれを説明するのも市長という立場の人間がやるべきことであるというような御指導もいただきま

した。

そういったことをいろいろ勘案して今まで来ております。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） では、次の質問に移ります。

先ほど木村委員も言いましたけれども、市長選挙の後、玉邑議員はごみ焼却施設の件で市長に会ってほしいと清水組会長に呼びかけた。このことは12月15日の玉邑議員の証人喚問のときに、玉邑議員自らそのことは証言しました。しているんですよ。

また、12月20日、この日は清水組会長です。先ほどからありますけれども、市内の料理屋で市長および玉邑議員と面談があったことを証言されています。そしてその折、佐々木市長から、ごみ焼却施設整備において荏原1社では施設整備費が高くなるので、神鋼と組んで入札に参加してほしいと要請を受けたことも事実であるというふうに、清水会長は証言されました。

この件に関して、先ほどから佐々木市長は一貫して清水組と会ったこともない、そんな話もしたことがない、会ったのは一般的な形で会ったというようなことはおっしゃいました。しかし、そういうことは一切言っていないというふうに言っています。今日だけじゃなくて、4月11日の組合議会の全員協議会のときも言っていましたし、本会議の一般質問の回答の中でもそういう発言をされていました。

しかし、やはり両者の証言内容が全く食い違っているんです、証言内容が。これに関しては、私は思うんですけれども、対質、お二人を同時に呼んで、清水組会長、そして市長も同じこの場所に座っていただいて、同じ質問をもう一遍すると。これは100条委員会の中にあるんです、できるんですわ。それに応じますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） はい、応じます。

○10番（奥村義則君） なら応じていただきます。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 対質を行うか質問を行うかというのは委員会の合議事項でありますので、奥村議員がおっしゃったことに佐々木市長が答弁されたことは、一意見として参考はいたしますけれども、これをもって委員会の合意した意見というのは、100条調査委員会の手続上、不備だと思しますので、その点については副委員長として指摘をしておきたいと思えます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、帰山委員が言いましたけれども、市長は応じるとおっしゃったので、委員会に諮って皆さんの決を採っていただければいいかなと思います。それでいいですよ。

○8番（帰山明朗君） 今この場で2人で話し合うことじゃないと思えますので、後ほど

審議したらどうかと思います。

○10番（奥村義則君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に行きます。昨年の9月9日の本会議、9月議会ですね。一般質問の市長答弁、公取に提出された告発内容は作為的に作られた文章であり、しかるべき措置を検討する。これは先ほども言っていましたけれども、検討はいろいろしたということでありましてけれども、名誉毀損で訴えることも取れる発言をしている。また繰り返しになりますけれども、答弁より4か月経過しているんです。証人は名誉毀損で訴える行為を起していませんが、訴えることができないのですか。先ほどはいろいろ弁護士さんとかいろんな方と話をされて今はこういうふうに至っているという話でありましたけれども、会話をしていくとか、そんなことをおっしゃいましたけれども、実際にそうしたものは見えていませんね。そして、公取への告発内容は、市長はもう昨年の2月に分かっていますよね。2月末に石川議長から5つの項目に対して事実確認がされていますので、そのことは分かっているはずなんです。もうやがて1年になりますよ。これはしなかったことによってなお疑義が深まると思ひますけれども、いかがですか。1年もたつんですよ、やがて。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 先ほどから申し上げていますが、することが全てではなくて、やっぱりそういった意見、先ほど申し上げたように、市長はいろんな方の意見をしっかり聞いて、どんな意見であってもそれに耳を傾けてお答えするというのも首長の大事な仕事、首長の責務としてやるべきことというような御指導もいただきました。今、そういった中でさせていただいていますので、議員さんはそれをしなければいけないという御意見だと思うんですけれども、それをしなくて、今、私は違う意見を聞いて、市長としてこうやって対話をしているというところです。

○委員長（丹尾廣樹君） 最後の質問にしてください。

○10番（奥村義則君） じゃ、最後の質問ですけれども、清水組に荏原側への下請要請の件です。先ほど木村議員もおっしゃっていましたけれども、佐々木市長は昨年4月11日の組合議会全員協議会にて、清水組のほうから荏原側への下請にでも入れないかと頼まれたと言っています。このように発言されていますよね。去年の4月11日です。しているんです。しかし、昨年の12月20日に行われた100条調査特別委員会で、これも繰り返しになりますけれども、清水組会長は、市長のほうから荏原側への下請の要請があったと証言しています。市長の発言が真実なら、清水組会長を事実無根の虚偽発言および名誉毀損で訴えるべきだと思います。

そして、もう一つは、令和3年11月28日、清水組社長に佐々木市長は電話をかけ——私はそう聞いているんです。荏原の協力企業、フクシンへの一次下請の要請をし、明るくする日の正午までに返事がほしいと話があったと聞いています。そして、その明るくする日、11月29日に清水組社長が市長に断りの電話をしています。先ほど市長が言われた内容やと思うんですね。その電話でのやり取りが録音されています。その内容がまた反訳もさ

れています。その反訳されている内容をちょっと申し上げます。これは清水組の社長が言っている言葉です。

「昨日の下請にね、一次下請になるよっちゅう話は、最初の言っただとおりのね、鯖江市民と越前町民のために、いいものを安くっちゅうことで、初心貫くっちゅうことで、フクシンさんには頼まんちゅうことで」といった内容です。

これは、清水組の会長がおっしゃったとおり、市長から頼まれたことに関して断っているというものなんです。まさしく録音で取られているものがこういう形で出ているんです。反訳されています。ですから、これを清水組社長が市長から要請のあったフクシンへの一次下請の話と断っている会話と読み取れるんです。今申し上げた反訳の内容から、佐々木市長が清水組に荏原側の協力企業、フクシンへの一次下請の要請を断っていることは明々白々ではないですか。市長のこれまでの御発言、そんなことはないと言っていましたけれども、今もそう申されますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 先ほども申し上げたけれども、今もそういうふうに申し上げます。

今、その反訳というか、録音テープの起こしたものであると思うんですけれども、私、先ほど申し上げたように、その清水組の社長さんから言われたときに、そうではないと。私が申し上げたわけではなく、そちら側が下請に入れなにかみたいな話があったので、その話で今きていると。私が下請に入れなんていうことは一切言っていないです。ですから、それは違うよねということを私は発言していますので、その発言がそのテープに入っていないでしょうか。もし入っていないとすると、私は先ほど言ったように2回同じような電話があったんです。そのどちらかが——両方が録音されているのであれば両方聞いていただければ私が今言ったことが入っているはずですので、そこをよく確認していただきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 質問ではないですね。

○10番（奥村義則君） これは一般質問でも私は言いましたけれども、清水組のほうから断り——今断っているということですから、要するに、下請に入らせてほしいと言ったのなら、何で断るんですか。

○証人（佐々木勝久君） それは私が聞きたいです。

○10番（奥村義則君） つじつまが合わないじゃないですか。そう思いませんか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 私もそう思います。なぜそんなことを言われるのかと思います。全く事実ではないです。

○委員長（丹尾廣樹君） もう……

○10番（奥村義則君） もう一つだけ発言させてください。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 私は、昨年7月14日、清水組の会長のお宅にお邪魔しておりま

す。そして、約1時間ぐらいいろんなお話を聞きました。その中で、会長は、一昨年の秋頃だと思えますけれども、江端議員が清水組の会長のところに行っています。そして、初めは神鋼と組んでやってほしいと言われて、最終的にその話がこういうことになってしまったと。何がどうなっているんか分からんという話をしたって言うんです、江端議員に。そうしたら、江端議員は、政治の世界というのはこういうものですよって言って帰ったと言うんですって。私はそれ、清水組の会長から聞きました。そういうようなことがあったんですわ。そのことだけ申し上げておきます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 2点だけお尋ねをしておきたいと思えます。

これは先ほども触れられてはいましたけれども、昨年の9月議会において、私もこの公正取引委員会への告発文を資料として質問いたしました。そのときに、先ほどから名前が挙がっている4者での面談、会談、そういうものがあつたのかなかつたのかということをお尋ねしました。そのときには市長は、事実でない、という答弁をされました。ところが、今の発言を聞いていると、その答弁が正確でなかつた。訂正をされたわけですね、これ。そのことについてはお認めになりますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 訂正といいますか、そのときにはその文書、公正取引委員会に提出をされた中に、私が何か招集をして…ちょっと細かな言い回しまでは覚えていませんけれども、そういう今回の新ごみ焼却施設のことで私が招集をして依頼をする、お願いをするような会合が持たれたということが書いてあつたという認識であります。そういったことがあつたのかという議員さんからの御質問だつたと思えますので、私はありませんというふうに答えさせていただきました。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） いや、私は二遍、再質問でもって尋ねているんです。この事実はあつたのかなかつたのかということでお尋ねをしたわけです。そのときには、なかつたと、事実無根だと。この文書自体が、先ほども言われていましたけれども、あることないこと、非常に作為的な文書だと、こういうようなお話をされたわけです。だから、今回、今日のこの証人として出られたこの場においては、4者でもって面談をした、会談をしたということはあつたということは認められたわけですね。だから訂正されたという認識でよろしいですね。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） 別に訂正をしたわけではなく、新たにそれはお知らせしただけです。いや、そのときにそういうふうに聞いていただけたら私は多分そういうふうに答えていたと思えます。

○20番（菅原義信君） そうですか。それは大変申し訳なかつたです。

○証人（佐々木勝久君） いえいえ、こちらこそ申し訳ないです。

○20番（菅原義信君） もう一つは、やっぱりそこで話し合われた内容の問題なんですよ。先ほどから出ているとおり、神鋼と組んで新炉建設事業をやってくれないかということ清水組に頼んだのかどうなのかと、この問題なんですよね。そんな話は一切していないというのが今の証言ですよ。

ところが、この清水会長、清水組の会長をやられている清水良三さん、彼がここで証言したときには何ておっしゃったかという、大阪の神鋼の本社まで私は行ったと、訪問したんだという話をされてきました。これはたまたま何か建設業界の表彰式があつて、現社長をされている息子さんと2人で大阪まで行ったんだと。そして、神鋼の会社を訪問したんだと。何人かの社員と面談をして話をしてきたと。こういう話を証言の中で述べられているわけです。これは一介の鯖江の建設業者、幾らお元気で頑張っている業者かもしれませんけれども、何の働きかけもなしに、誰からの指図も受けずに、わざわざ神鋼の本社まで行くとお考えですか。こんなことは考えられませんよ。誰かの指示や要請があつて初めて神鋼の本社まで行ったわけですよ。誰ですか、これは。こんなの想像に難くないじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。

○証人（佐々木勝久君） いや、それも、議員さんは私だというふうに言われているんですか。

○20番（菅原義信君） 言いたいけどね。

○証人（佐々木勝久君） 全くないです。全くありませんし、私がそこに行けなんていうこととか、今おっしゃっていただいたようなことに対して、私は本当に言っていない。清水組さんがそういうところに営業活動に行かれたというのは、言っているのは事実でしょう。私は全然そんなことは分かりませんが。それに対して私が何か関与しているということは一切ありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） しかし、話のリアリティーといいますか、だからその年月日もはっきりしているわけですよ。建設業界の表彰式があつた日だと。ですから、その表彰状に何月何日ということは書いてあるでしょうし、いつ行ったかということについてははっきりしているわけですよ。だから、清水組は何らそこでもって虚偽を發する必要は全くないわけですよ。だから、ぷらっと遊びに行つてたまたま何かおいしい話でもないかなんて、そういう営業に行つたわけでは決してないと思うんです。大体同じ建設業界にいたとしても全然畑違いの仕事をされているところですから。だから、こちらのほうがよっぽど真実味があると、こういう証言だという具合に私は思います。だから、その4者でもって面談をした、その場であつたはずなんです。だから、先ほどの答弁の中で、玉邑議員が俺は調整役だけれども、業者側からするとこれは新しい挑戦だと、こんな答弁をここでされているわけですよ。だからそのとおりのことを清水組はやつたんじゃないですか。私は当然そういう具合に思います。

以上です。

- 証人（佐々木勝久君） 委員長、いいですか。
○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木証人。
○20番（菅原義信君） 俺は質問してないけど。
○委員長（丹尾廣樹君） それでは、以上で佐々木勝久氏に対する尋問は終了いたしたいと思えます。

本日は長時間にわたって御証言をいただき誠にありがとうございました。

退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

○証人（佐々木勝久君） 退室

- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、一旦休憩いたします。再開は55分にします。

休憩 午後3時38分

再開 午後3時54分

- 委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

それでは、続きまして協議事項、次回以降の委員会での証人喚問について協議してまいりますと思えます。

まず、前回の100条調査特別委員会において証人喚問すべきとの議決がありました佐々木一郎氏につきまして協議いたします。

出頭を求める証人名は佐々木一郎氏。出頭日時は令和5年1月23日月曜日午前11時から。出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室。証言を求める事項につきましては、1、令和4年1月29日、オタ建設の森川氏にかけた電話内容について、2、池田町の組合議員への訪問などについてとなります。

それでは、これにつきまして質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、佐々木一郎氏の証人喚問について採決いたします。

出頭を求める証人名は佐々木一郎氏。出頭日時は令和5年1月23日月曜日午前11時から。出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室。証言を求める事項については、令和4年1月29日、オタ建設の森川氏にかけた電話内容について、2つ目は、池田町の組合議員への訪問などについてとし、議長に対して証人出頭要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

- 委員長（丹尾廣樹君） 挙手多数あります。よって、原案のとおり議長に対し証人出頭要求をすることに決しました。

次に、証人喚問すべきとの議決がありました福原敏弘氏につきまして協議いたします。

出頭を求める証人名は福原敏弘氏。出頭日時は令和5年1月23日月曜日午後1時30分から。出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室。証言を求める事項については、池田町の組合議員への訪問についてとなります。

それでは、これにつきまして質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、福原敏弘氏の証人喚問について採決いたします。

出頭を求める証人名は福原敏弘氏。出頭日時は令和5年1月23日月曜日午後1時30分から。出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室。証言を求める事項については、池田町の組合議員への訪問についてとし、議長に対して証人出頭要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手多数あります。よって、原案のとおり議長に対し証人出頭要求をすることに決しました。

以上で協議事項は終わりとなりますが、その他何かございますでしょうか。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 今日のことも含めてなんですけれども、今後はまだ証人喚問は今決議したとおりに続いてまいりますので、質問の仕方について、自分も質問しますのでちょっと確認したいんですけれども。我々委員ができるのは質問だと思っているんです。それについて、あまり自説を展開し過ぎて、最後にはこれは質問でないんだということ、自説を申し上げるといのが、あまり過ぎた場合はどうなのかという。質問時間も限られておりますし、証人の負担等を軽減するために、証言については2時間程度までと求めている中で、質問でない自説を展開してかかって時間を要するという点については、少し考えるべきところがあるのではないかと、一般的に、また今後のことも通じて考えるわけでありまして。今後の進行等々もありますし、自分の質問の組立でもありますので、せっかく今日は井花弁護士いらっしゃいますので、今日お聞きになっていて、質問の中にそうしたことがあったかなかったか御意見をちょっと伺いたいと思います。

○委員長(丹尾廣樹君) よろしいでしょうか、皆さん。

それでは、井花弁護士、よろしくお願ひします。

○弁護士(井花正伸君) 今、帰山副委員長がおっしゃったことについては、地方自治法、それから準用する民事訴訟法に照らしてそのとおりだと考えております。

質問の前提として、特にこういう100条委員会という行政、政治が問題になることですので、自説なり見解が若干入ることについてはやむを得ない部分はありますが、それが長々と続く、長くなるということでしたら、それは喚問のやり方としては違法というか、適切ではないということになりますので、場合によっては議事の裁量権を持っている委員長のほうで止めていただくと。なおかつ、それが続くようであれば、質問を中止するというのも可能ですので、そこは皆さん御留意いただいて喚問、質問をやっていただきたいとは思っています。

○委員長(丹尾廣樹君) 帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 今、先生のほうから御助言をいただきまして、自分も質問する立

場にありますので、自分自身もそうしたことに気をつけながらやっていきたいと思えますし、委員長、もしくは委員長に何かあるときは副委員長も進行する立場でありますので、正副委員長においてもそういうことに留意しながら進めていくべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 委員の皆さんは、今、弁護士からの御意見を伺ったと思います。自説を展開ということにつきまして、ほかの尋問時間も少なくなるということもありますので、私のほうで、私の裁量権で自制を促したいと思えますので、その点、よろしくをお願いします。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 質問者のほうもそうですけれども、答弁者のほうもそうやと思うんやつの。それは言い回しの特徴かどうか分かりませんが、ちょっとぐだぐだとした、言い訳がましいとか、状況説明とか、そういう部分が今日の証人については大変多かったという具合に私は思います。ですから、その部分についても、やっぱり委員長としてもっと端的な答弁を促すような、そういうような注意を、ぜひどこどころではしてほしいと要望しておきます。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにございますか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 同感であります。要するに、何を言っているのか分からんというようなことが市長からは出たりしていますけど、何をお答えになっているのか分からんという、焦点、論点をぼかすためのシナリオで文章をおっしゃっているのかなというのが。やっぱり結論だけお聞きしたいなというところは多かったです。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにないようですので、その点につきましては、今後留意したいと思います。終結いたしたいと思います。

○14番（木村愛子君） ほかにというのは委員会を終結するということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） はい。

○14番（木村愛子君） すみません、先ほど証人答弁と奥村委員のほうから対質要求が出ましたので、これは議題として上げていただいて協議していただきたいと思えます。あんなに真っ向から違っていたら、この委員会としてはどちらかが虚偽を発言しているということで、虚偽だということでの告訴の事案、案件として行動に移るのか、ここでやっぱり対質で明確にさせていただくのか、その方向性は、やっぱり委員会ですので決めていったほうがいいんじゃないでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 対質の状況という部分ですね、それもやはり皆さん理解をされなければならないというように思います。互いに水かけ論になってしまうという場合も往々にしてありますので、例えば委員長がその中で行司役という形には、なかなかかなりにくくなりますので、その点についても皆さん方はそれを十分理解の上で行わなければ

ならないと思います。

今日の証人は応じますというような声もありましたので、これは両方あって成立するという部分もありますので、そこらのところを十分理解を深めなければならないのではないかなど、こんなふうに思うところでございます。

○20番（菅原義信君） 後日議論するということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） はい、後日改めて議論したいなと思っています。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにないようですので、終結いたします。

以上で、第10回100条調査特別委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後4時05分